

3. 障がい者の手当等

1) 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金に加入中、法律に定める障がいの状態になった時に支給されます。ただし、初診日において保険料の納付期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上なければ支給されません。（初診日が令和8年3月31日までにあるときは、保険料の納付期間が加入期間の3分の2未満でも初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給されます）

年金の額	1級	972,250円（年額）
	2級	777,800円（年額）
支給方法	2・4・6・8・10・12月の6回に分けて振り込みます	
窓口	国保年金課又は土浦年金事務所（被保険者種類により異なります）	
備考	上記のほか障害基礎年金の受給権ができたときに、子供（18才未満の子・障がいの子は20才未満）がいる場合、加算があります。	

2) 特別児童扶養手当

身体、知的又は精神に障がいのある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者の方に支給されます。

	対象の障がい	支給月額	支給方法
1級	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者手帳がおおむね1級・2級 療育手帳①・A 同程度の障がいのある児童（診断書が必要） 	52,400円	年3回 4・8・11月に受給者の銀行口座に振り込まれます
2級	<ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者手帳がおおむね3級 療育手帳B（診断書が必要） 同程度の障がいのある児童（診断書が必要） 	34,900円	
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得が一定額以上の場合（支給停止） 児童が児童福祉施設等に入所している場合 児童が障がいによる公的年金を受給できる場合 		
窓口	社会福祉課		
手続	手帳、印かん、戸籍謄本、診断書、保護者（受給者）名義の通帳、個人番号（マイナンバー）が確認できるもの		

3) 特別障がい者手当

身体、知的又は精神の障がい、重複又は著しく重度の状態にあるため日常生活において常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

対象者	支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> 障害基礎年金1級程度の障がい重複している方 障害基礎年金1級程度の障がい1つ、同2級程度の障がい2つ以上重複している方 障害基礎年金1級程度以上の障がい1つでも、日常生活を送ることが難しく、障害基礎年金1級程度の障がい重複していると判定された方 	27,300円	年4回 2・5・8・11月に本人の銀行口座に振り込みます

支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・前年の所得が一定額以上の場合(支給停止) ・福祉施設等に入所している場合 ・病院等に3箇月を越えて入院している場合
窓 口	社会福祉課
手 続	手帳, 印かん, 診断書, 本人名義の通帳, 戸籍謄本
備 考	所定の診断書により審査を受ける場合があります。

4) 障がい児福祉手当

身体, 知的又は精神に重い障がいがあるため, 日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。

対 象 者	支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1級程度の方 ・療育手帳(A)程度の方又は同程度の精神障がいの方 	14,850円	年4回 2・5・8・11月に本人の銀行口座に振り込みます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを支給事由とする年金を受給できる場合 ・福祉施設等に入所している場合 ・前年の所得が一定額以上の場合 	
支給期限	障がい児が満20歳に到達した月まで支給	
窓 口	社会福祉課	
手 続	手帳, 印かん, 診断書, 本人名義の通帳, 戸籍謄本	

5) 在宅障がい児福祉手当

身体, 知的又は精神に障がいのある在宅の20歳未満の障がい児を養育している父母又はその養育者(保護者)に支給されます。

対 象 者	支給月額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1級～3級又は4級の一部(下肢障がいに限る)程度の方 ・療育手帳(A)・A・B程度の方(概ねIQ50以下) ・内科的疾患(身体機能の障がい又は長期安静患者)又は精神障がい(特別児童扶養手当1級又は2級に該当する方) ・内科的疾患(身体機能の障がい又は長期安静患者)と知的障がい又は知的障がい以外の精神障がい(重複しているため, 特別児童扶養手当1級又は2級に該当する方) 	4,000円	年2回 4月・10月に障がい児の保護者の銀行口座に振り込みます
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児福祉手当を受給している場合 ・福祉施設等に入所している場合 	
支給期限	障がい児が満20歳に到達した月まで支給	
窓 口	社会福祉課	
手 続	手帳, 印かん, 障がい児の保護者名義の通帳	

6) 難病患者福祉手当

医療費公費負担制度適用疾病となる難病のため茨城県から医療費受給者証を交付された方に支給されます。

対 象 者		支給年額	支給方法
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方 ・ 先天性血液凝固因子障がい医療受給者証の交付を受けている方 		20,000 円	年 1 回 5 月（銀行振込） 新規の場合は支給 決定月の翌月
支給制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 守谷市に 6 箇月以上住所を有していない場合 ・ 生活保護等の公的扶助を受給している場合 ・ 受給者証等に記載されている医療費公費負担対象期間が超過している場合 		
窓 口	社会福祉課		
手 続	「指定難病特定医療費受給者証」・「小児慢性特定疾病医療受給者証」又は「先天性血液凝固因子障がい医療受給者証」, 本人名義又は保護者名義の通帳, 印かん		

7) 心身障がい者扶養共済制度

心身障がい児（者）の将来に対し、保護者のいづく不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛金を納入して、保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児（者）に終身年金を支給する制度です。

保護者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入年の 4 月 1 日現在, 年齢が 65 歳未満であること ・ 特別の疾病又は障がいがなく, 生命保険契約の対象となる健康状態であること ・ 障がいのある方に対して, 加入できる保護者は 1 人であること
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療育手帳を所持している方 ・ 身体障がい者手帳を所持し, その等級が 1 ~ 3 級までに該当する方 ・ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で, 上記の障がいと同程度の障がいと認められる方
掛 金	1 口 9,300 円 ~ 23,300 円（月額, 加入者の年齢に応じて金額が異なります） ※ 2 口加入の場合は倍額
給 付 金	加入者が死亡又は重度障がいとなったときは, 1 口につき, 月 20,000 円の年金が支給されます。また子が死亡した場合は, 加入期間に応じ弔慰金が支給されます。（加入してから 1 年未満の場合は支給なし）
窓 口	社会福祉課
手 続	住民票（保護者, 障がい児（者）, 年金管理者）, 手帳, 印かん, 加入等申込書, 障がい証明書, 申込者告知書, 年金管理者指定届書

各種手当は、申請し、認定されなければ、支給されませんのでご注意ください。